

岩手県告示第406号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、第1種低層住居専用地域内における物品販売業を営む店舗の建築を許可するため、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

令和6年7月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 意見の聴取の内容 青森県八戸市卸センター二丁目6番10号エスティイー株式会社が紫波郡紫波町の第1種低層住居専用地域である紫波郡紫波町桜町字才土地121番、122番、123番、124番、125番、126番、127番、128番、129番1、131番1、132番1、133番、134番、135番、136番及び137番に物品販売業を営む店舗（1,902.70平方メートル）を建築することを許可することについて
- 2 意見の聴取の期日及び場所
 - (1) 期日 令和6年7月30日(火) 午後6時30分から
 - (2) 場所 紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1 紫波町役場2階 会議室201・202